

太平洋クラブの会員有志が会社とA社に個人情報侵害とアコーディアの従業員が会員宅訪問で、差し止め請求太平洋側は守秘義務契約を結び法的に問題なく行動と

太平洋クラブ権利を守る会を組織する同クラブの会員有志9名は8月3日、(株)太平洋クラブと(株)アコーディア・ゴルフの2社に対し、会員のプライバシー(自己情報コントロール権)が侵害されているとして、会員の同意なく第三者に個人情報を提供することを含め、その利用を差し止める地位保全仮処分命令を東京地裁へ申し立てた。

請求内容は、①(株)太平洋クラブは会員個人情報を会員の真正な同意を得ることなく(株)アコーディア・ゴルフへ開示、データ交付をしてはならない、②(株)アコーディア・ゴルフは従業員等をして、太平洋クラブの再生計画案賛成議決権取得の目的のため、会員の自宅あるいは勤務先への訪問、郵送・電話・FAX等会員のプライバシーを侵害する行為をさせてはならない、③(株)アコーディア・ゴルフは受

領済み会員情報を廃棄せよ——というもの。

同日の会見によれば、再生手続きの開始を申し立てた(株)太平洋クラブは、(株)アコーディア・ゴルフをスポンサーとする再生計画案が届き始めた7月下旬頃から、(株)アコーディア・ゴルフの社員を動員して、太平洋クラブの会員の自宅等を訪問しているとし、その動員数は支配人など70名、1人100票のノルマがあるようだと見ているという。その背景には、(株)アコーディア・ゴルフをスポンサーとする(株)太平洋クラブの再生計画案に対し、総会員数の半数近い会員が反発し、(株)太平洋クラブが危機感を抱いたと分析、「まだ計画案が認可になっていない段階で、第三者のアコーディアに会員情報を提供するのは問題。アコーディアがなりふりかまわず個人情報を利用することは上場会社としてもコンプライアンス上、相当問題がある」と訴えた。

一方、(株)太平洋クラブでは「多くの会員に投票してもらうよう、預託金会員宅に再生手続きの説明に伺っているのは事実だが、(アコーディアと)守秘義務契約を結ぶなど法的に問題がないよう行動している」と説明している。